

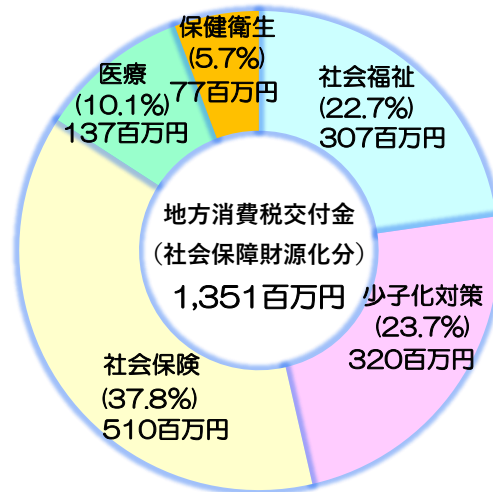
消費税引上げ分に係る地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴い、引上げ分の増収分（社会保障財源化分）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和7年度横手市一般会計予算における社会保障施策に要する経費への充当状況は、次のとおりです。

なお、地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各経費に要する一般財源の割合により、あん分して充当しております。

【引上げ分に係る地方消費税交付金増収分の用途と充当額】



【令和8年度当初予算】

(単位：百万円)

経費区分	主な事業（用途）	事業経費	特定財源	一般財源	
				うち引上げ分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	◇障がい福祉サービス費等の給付 ◇障がい者計画等の策定 ◇生活保護費の給付 ◇その他高齢者福祉事業（雪下ろし雪寄せ支援など）	5,490	3,375	307	1,808
少子化対策	◇放課後児童クラブの充実 ◇認定子ども園への施設型給付費等の給付 ◇私立保育所整備への助成 ◇児童手当の支給 ◇福祉医療費（保険診療の自己負担分を支給）	6,774	4,562	320	1,892
社会保険	◇国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険	4,194	673	510	3,011
医療	◇医療施設、設備の充実 ◇診療所運営費 ※病院事業費の公費負担分の一部に充当 ◇医療提供体制の整備（救急医療等）	949	0	137	812
保健衛生	◇がん検診、乳幼児健診、妊産婦健診等の実施 ◇不妊治療費助成 ◇予防接種の実施 ◇保健センターの管理運営費	714	185	77	452
合計		18,121	8,795	1,351	7,975

※「事業経費」には、本庁人件費等は含まれておりません。

※「特定財源」とは、国や県から使い道が決められて交付される補助金（国県支出金）や、サービス利用者からの負担金などです。「事業経費」から、この「特定財源」を引いた残りが「一般財源」となります。